コ　空中線電力は、次のとおりとする。
　㋐　連続波のとき　　ケで算出した値
　㋑　バースト波のとき　連続波の場合と同様に算出した値と送信時間率からバースト内の平均電力を計算した値

$$\text{バースト内の平均電力}=\frac{\text{ケで算出した値}}{\text{送信時間率}}$$

$$\text{ただし、送信時間率}=\frac{\text{バースト送信時間}}{\text{バースト周期}}$$

サ　平均電力測定において、バースト周期が長時間になる場合は、エのＩＦ出力に接続された平均電力計の指示値に代えて次の値を用いることができる。このとき、スペクトル分析器を2⑺のように設定して中心周波数を試験周波数とし、バースト内平均電力を測定する。ただし、測定値がバースト毎に変動する場合は、数回測定しバースト内平均電力が最大となる値を測定値とする。
シ　尖頭電力測定において、バースト周期が長時間になる場合は、キのスペクトル分析器を2⑹のように設定して中心周波数を試験周波数とし、スペクトル分析器の指示値を「E」とする。
ス　測定用空中線電力を水平偏波とし、アからシまでの手順を繰り返し、最大の値を測定値とする。
⑵　高周波電力計を用いる場合
ア　1⑵に従い、測定空中線を垂直偏波とし、試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。
イ　試験機器を回転させて受信電力最大方向に調整する。
ウ　測定用空中線の地上高を1mから4m程度までの間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して、電力が最大となる位置を探し、この点での高周波電力計の指示値を「E」とする。
エ　標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力P_S又は「E」に近い値（±1dB以内）として、「E」との差から逆算して電力P_Sを記録する。
オ　試験機器を台上から外し、置換用空中線の位置を試験機器の空中線の位置と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から同一周波数の電波を出し、受信する。この場合において、置換用空中線の偏波面は、測定用空中線の偏波面と同じにする。
カ　置換用空中線を回転し、電力最大方向に調整する。
キ　測定用空中線の地上高を1mから4m程度までの間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して、電力が最大となる位置を探す。
ク　標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力P_S又は「E」に近い値（±1dB以内）として、「E」との差から逆算して電力P_Sを記録する。
ケ　空中線電力（等価等方輻射電力）を次式により算出する。

$$P_O=P_S+G_S-L_F$$

P_S　：標準信号発生器の出力（dBm）
G_S　：置換用空中線の絶対利得（dBi）
L_F　：標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失（dB）

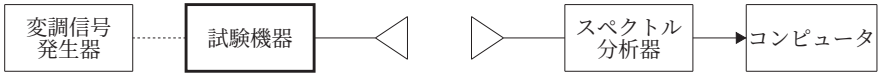
コ　空中線電力は、次のとおりとする。
　㋐　連続波のとき　　ケで算出した値
　㋑　バースト波のとき　連続波の場合と同様に算出した値と送信時間率からバースト内の平均電力を計算した値

$$\text{バースト内の平均電力}=\frac{\text{ケで算出した値}}{\text{送信時間率}}$$

$$\text{ただし、送信時間率}=\frac{\text{バースト送信時間}}{\text{バースト周期}}$$

サ　平均電力測定において、バースト周期が長時間になる場合は、エのＩＦ出力に接続された平均電力計の指示値に代えて次の値を用いることができる。このとき、スペクトル分析器を2⑺のように設定して中心周波数を試験周波数とし、バースト内平均電力を測定する。ただし、測定値がバースト毎に変動する場合は、数回測定しバースト内平均電力が最大となる値を測定値とする。
シ　測定用空中線電力を水平偏波とし、アからシまでの手順を繰り返し、最大の値を測定値とする。
5　試験結果の記載方法
空中線電力として等価等方輻射電力の絶対値をμW単位で、工事設計書に記載される空中線電力に対する偏差を%単位で＋又は－の符号を付けて記載する。
6　その他
⑴　試験機器の空中線が円偏波の場合であって、直線偏波の空中線で測定した場合は、垂直及び水平成分の電力和とする。
⑵　スペクトル分析器の検波モードが、電力の真値（ＲＭＳ）を表示する場合は、ＩＦ出力端に接続した高周波電力計を用いる代わりに、スペクトル分析器の指示値を用いることができる。
⑶　バースト時間が高周波電力計の測定値の平均化される時間幅よりも長く測定が困難な場合は、高周波電力計の測定時間をバースト時間以下に設定し、バースト内平均電力を測定することができる。
⑷　スペクトル分析器を用いた測定において、空中線電力の測定結果が設備規則に規定する許容値に対し3dB以内の場合は、その試験周波数におけるスペクトル分析器のレベルについて標準信号発生器等を用いて確認する。

十五　隣接チャネル漏えい電力
1　測定系統図



2　測定器の条件
⑴　使用する変調信号発生器は規定伝送速度に対応した標準符号化試験信号を発生する信号源とする。ただし、内蔵の変調信号発生器がある場合は、これを使用することができる。
⑵　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	4で示すとおり
掃引周波数幅	規定帯域幅
分解能帯域幅	規定帯域幅の0.5%から2.5%まで
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	ミキサの直線領域の最大付近となるレベル
内部位相雑音	規定帯域幅内で積算した電力が、測定対象の漏えい電力よりも3dB以上低いレベル
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、1サンプル当たり1バースト以上が入る時間）
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注　表示モードをマックスホールドとして繰り返し掃引により1サンプル点にバースト送信時間が含まれれば掃引時間を短くすることができる。
3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定して送信状態にする。
⑵　変調信号発生器又は試験機器内蔵の信号源によって変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調する。